

平成 27 年 9 月 1 日

各 位

松江市東本町二丁目 35 番地  
株式会社 島根銀行

財産形成非課税貯蓄申告書等の紛失について

今般、弊行内部での調査・点検の結果、お客さまからご提出いただいております下記の書類を紛失していることが判明いたしました。弊行では、お客さま情報の管理の重要性につきまして、従来から繰り返し徹底を図ってまいりましたが、このような事態が発生しましたことを深くお詫び申し上げます。

項 目	内 容	
紛失した書類 の名称と件数	財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申告書	107 件
	財産形成非課税住宅(年金)貯蓄申込書	12 件
	財形住宅(年金)預金申込書	10 件
	財産形成預金に関する取扱依頼書	5 件
	(計)	134 件

(注)該当するお客さまの先数は 115 先、該当店舗数は 21 カ店です。紛失書類等に含まれるお客さまの情報は、氏名・住所・電話番号・生年月日・最高限度額・勤務先等であり、情報内容には、財形預金残高や暗証番号などは含まれていません。

調査の結果、紛失が判明した書類につきましては、他の保管書類とともに誤って廃棄した可能性が高く、情報が外部へ流出した可能性は極めて低いものと考えております。

なお、現在までのところ、本件に関するお客さま情報が不正に利用された等の連絡はなく、その事実も確認されておられません。

書類が紛失したお客様に対しましては、直接のご説明・ご通知をさせていただきたくこととし、速やかに実施してまいります。

再発防止に向けては、これまで営業店で保管しておりました財産形成非課税貯蓄申告書類等につきまして、本部での集中保管へ変更することとし、本年 10 月より実施いたします。

また、今回の事態を重く受け止め、全職員にお客さまの情報管理につきまして厳格な取扱いを改めて徹底し、同様の事態を再発させることのないよう努めてまいります。

本件に関するお客さま専用のお問合せ窓口は以下のとおりです。

【お客さまご相談専用フリーダイヤル】

電話番号:0120-24-1518(弊行業務管理グループ担当者が対応します。)

受付日時:毎週月曜～金曜日 午前9時～午後5時 (休日を除きます。)

以上

<本件に関するお問合せ先 (0852)-24-1237 島根銀行業務管理グループ 担当:新宮・小田>